

東大寺二月堂修二会「中臣祓」の典拠と構成

大東敬明

南都寺院における中臣祓の一例として

The Origin and Composition of the "Nakatomi no Harae" in the Shuni-e Ceremony Held in Nigatsudo, Tōdaiji:

An Example of the "Nakatomi no Harae" at a Nara Temple

DAITŌ TAKAKI

はじめに

①「中臣祓」の先行研究

②「中臣祓」概要

③「中臣祓」の構成

④「中臣祓」と「拍手祓大事」

⑤「中臣祓」と真言神道・修験道

⑥略祓の典拠

まとめ

【論文要旨】

本稿は、東大寺二月堂修二会（以下、東大寺修二会）「中臣祓」の典拠や構成を、その詞章から、分析しようとするものである。

東大寺修二会に参籠する僧は練行衆と呼ばれ、法会を支障なく執行する為に、穢れを取り去って心身を清浄に保つ事が求められる。そのため、現在では三月一日から十五日未明にかけて行われる「本行」に先立って「別火」行が行われ、その最終日にあたる二月末日に「咒師」によって「大中臣祓」が行われる。また、「別火」行・「本行」期間中、様々な場面で「中臣祓」が行なわれる。祓は、罪や穢を除去することを目的とする儀礼である。

この「中臣祓」は、「別火」行に入る際、「別火」行中の朝夕の勤行の際、洗面・入浴・便所の後、「本行」において、日々、二月堂に上堂する前等に行われる。「中臣祓」で用いられる御幣には、本稿で分析対象とする詞章が書かれた紙が巻きつけられている。練行衆は、それぞれ持っている守本尊に向かい、拍掌の後に、詞章を黙誦し、この御幣で身を祓うなどの所作を行なう。

本稿において「中臣祓」の詞章は、

① 東大寺八幡宮（手向山八幡宮）への法楽。

② 真言神道や修験道で用いられた「拍手祓大事」「伊勢拍手祓」と共通する作法。

③ 陰陽道流の祓で用いられた自力祓形式の略祓。

④ 吉田神道の影響を受けた略祓で、息災延命祈願に用いられた祓。

の四つの部分より構成される、と考察した。それぞれの具体的な典拠について、②以外は見出すことは出来なかったが、「中臣祓」の詞章が複数の系統の祓に関わる作法を集めて、独自の形式を作り上げている事は言える。すなわち、「中臣祓」は東大寺八幡宮へ法楽を捧げた後に、真言神道、陰陽道、吉田神道など、典拠を変えながら三重に祓を行う構造(②③④)を持つ。

東大寺修二会が、諸儀礼の要素を取り込んで独自の形式としてゆくことは、法会の様々な部分から見出すことが出来る。「中臣祓」は東大寺修二会全体から見れば小さな作法であるが、同様の性格を見出すことが出来た。

はじめに

本稿は、東大寺二月堂修二会（以下、東大寺修二会）「中臣祓」の典拠や構造を、詞章から分析しようとするものである。

「お水取り」の通称で親しまれている東大寺修二会は、天平勝宝四年（七五二）に始まって以来、一度も途絶えたことがないとされ、「不退の行法」とも呼ばれる。

その東大寺修二会に参籠する僧は練行衆と呼ばれ、法会を支障なく執行する為に、穢れを取り去って心身を清浄に保つ事が求められる。そのため、現在では三月一日から十五日未明にかけて行われる「本行」に先立って「別火」行が行われ、その最終日にあたる二月末日には「咒師」によって「大中臣祓」が行われる。また、日々、二月堂に上堂する前などに「中臣祓」を行う。祓は、罪や穢れを除去することを目的とする儀礼である。

中臣祓は、公的に用いられた大祓詞（『延喜式』に「六月晦大祓十一月准之」）として収録（¹）を言ひ聞かせる形式から奏上する形式に改めたものであると考えられており、平安時代中後期以降に陰陽道や仏教に受容されて個人祈願にも盛んに用いられた。中臣祓の現存するうちで、最も古い詞章は、十二世紀のはじめに成立した『朝野群載』に収録された「中臣祭文」である。中臣祓を用いた儀礼としては、陰陽道では河臨祓、仏教では六字河臨法が著名であり、土公供などでも用いられた。平安時代末期頃には陰陽道や仏教の影響を受けて伊勢祠官の間に伊勢流祓が、室町時代後期には吉田神道が形成され、それぞれにおいて中臣祓は盛んに用いられた。「中臣祓」は、こうした中臣祓の展開上に位置付けられるものであり、一般的な中臣祓とは異なる詞章を持つものである。

佐藤道子氏は東大寺修二会の儀礼のうち、咒師が行なう「呪禁作法」

は「十八道念誦次第」、「神供」は「神供作法」、「灌頂護摩」は「息災護摩」をそれぞれ典拠とすることを挙げた上で、

そのいずれもが典拠とする形式を踏まえながら、全てを踏襲することをせず、部分的に加除の手を加えて東大寺修二会独自の形式としている点に特色がある。この特色は、これまでも折々に指摘したように、この法会のあらゆる面にみられる特色である。

とす（⁴）。これまで筆者は、東大寺修二会における神事の典拠を探り、その独自性を確認する為に、「中臣祓」には「両部神道」的特徴がみられるとする松尾恒一氏の指摘（⁵）に多くの部分を依拠しつつ、修験道史研究や真言神道研究における先行研究の成果を用いながら、「中臣祓」が形成される背景には、東大寺修二会に出仕した堂衆が「修験」行を行ない、真言神道を受容した事があるであろう、とする論文を発表してきた（⁷）。しかし、「中臣祓」の詞章そのものの分析が、課題として残されている。そこで本稿では、これまで依拠してきた松尾氏の先行研究に導かれながら、「中臣祓」の詞章について分析を試み、その典拠となった儀礼を探ってみた。

①「中臣祓」の先行研究

「中臣祓」は、東大寺修二会の中でも、極めて短く、私的な性格の強い作法である為か、「達陀」等の華やかな儀礼に比べて、先行研究は少ない（⁸）。管見の限り、「中臣祓」について考察した論文は松尾氏によるものと、先述の拙稿のみである。拙稿の要旨については先に述べたので、ここでは松尾氏の研究について整理する。

松尾氏による研究のうち、本稿で述べる「中臣祓」の構成を考える際にまず注目されるのが「御幣にみる南都の神仏習合世界」である。同稿は御幣をキーワードにして、南都の神仏習合儀礼を論じたものであるが、

ここでは「中臣祓」に関わる部分のみを要約する⁽⁹⁾。まず、松尾氏は「中臣祓」で用いられる御幣に注目する。その中で御幣に巻き付けられている楮紙に記された「中臣祓」の詞章を紹介し、「中臣祓」が「拍手祓」と「神道秘訣抜」の二段より構成され、それが中臣祓を変形させたものであることを指摘する。さらに「拍手祓」の中に見える「神風ゾ、我三毒ヲ吹キハロフ、残ル心ハ高天ナルラン」の秘歌が三輪流神道の「神道三輪源流神道口訣」「拍手祓大事」にもみえることから、「中臣祓」には「両部神道」の特徴がみえることを指摘している。同稿に関連して、伊藤聡・松尾恒一両氏は「國學院大學蔵『神道灌頂授与作法』解題」において『神道灌頂授与作法』に合綴された三本（『神道灌頂授与作法』「大日本記灌頂略記」「神道麗氣灌頂私記」）のうち、「両部神道」における灌頂の次第を記した「神道灌頂授与作法」が東大寺法華堂衆の間に相伝された史料であることから、「室町末期の東大寺堂衆方において神道伝受が行われていた実態を示している」「堂衆の両部神道との関わりといった、さらなる一面をかいま見せるものである⁽¹⁰⁾」とする。そして、同書の相伝に深く関わった蓮乗院・寅清を含む堂衆も東大寺修二会に参籠していたことから、堂衆が「両部神道」を受容したことが明らかになること

によって「東大寺修二会、特に咒師による大中臣祓や結界・勧請作法、神供作法等に認められる密教的、神仏習合的性格を究明する上でも一つの示唆を与えるものである可能性⁽¹¹⁾がある」とする。

次に「仏会と縁起の管理、小考―東寺灌頂、興福寺維摩会、東大寺修二会⁽¹²⁾」では、「中臣祓」の奥書を示しつつ、東大寺修二会に新入りとして参籠する際に先達より伝授されることが、少なくとも近世（安政五年（一八五八））から現代まで行なわれていることを紹介している。

「東大寺修二会別火行における結界の構造⁽¹³⁾」は、「中臣祓」「大中臣祓」を含めた東大寺修二会の祓、潔斎、結界儀礼について述べたものであり、別火による煮炊き、非肉食等の制限下での生活ばかりでなく、社参、

注連縄張り、大中臣祓といった、本行の会場二月堂に対する結界の行事、あるいは拍手祓、本行開白第一の作法としての受戒等々、多様な行事に彩られて二月堂修二会を特徴づけているし、しかしながら、源流・成立を異にしながらも、結界・潔斎という共通の目的・機能に収斂してゆくものである⁽¹⁴⁾。

として、「中臣祓」（拍手祓）を東大寺修二会全体の中に位置付けている。また、興福寺・薬師寺における慈恩会に附随する堅義の加行においても中臣祓が行なわれ、東大寺修二会とよく似た潔斎生活が行なわれていることを指摘し、「南都という宗教的環境の中で形成された、神仏習合・民俗色の強い作法として注目される⁽¹⁵⁾。」として、東大寺修二会における祓や潔斎儀礼を南都という宗教文化圏の中にとらえている。

以上、松尾氏の見解をまとめると、

- ・「中臣祓」は、「両部神道」、特に三輪流神道と関わる。
 - ・「中臣祓」が「両部神道」と関わる背景には、堂衆と「両部神道」との関わりが想定される。
 - ・「中臣祓」は、少なくとも近世から東大寺修二会に新入りとして参籠する際に伝授されている。
 - ・東大寺修二会のみでなく、興福寺・薬師寺においても似た祓の作法がみられる
- となろう。

②「中臣祓」概要

「中臣祓」がいつ頃から行われ始めたのか、また現行の形で行なわれるようになった時期については明らかではない。管見にふれたものでは、先述の松尾氏が紹介した安政五年の奥書が最古のものである。

「中臣祓」の作法

現行の「中臣祓」の概要をまとめると次の通りである。⁽¹⁶⁾

「中臣祓」が行なわれるのは、

- ・「別火」行に入る際。
- ・「別火」行中の朝夕の勤行の際。
- ・洗面・入浴・便所の後。

・「本行」における二月堂に上堂する前。

である。ここから「中臣祓」は「大中臣祓」のように、特定の日時に行なわれる行事ではなく、別火坊における「別火」行から「本行」まで参籠中は随時行なわれるものであることがわかる。これは「大中臣祓」が人や場を含む東大寺修二会全体に対しての祓であるのに対して、「中臣祓」は練行衆各自が行なう個々に対する祓であることによる。洗面・入浴・便所の後の祓は特に個人的なものであろう。ただし、「中臣祓」が個々に対しての祓であるとは言え、各自の祓が全体の清浄に繋がることはいうまでもない。

「別火」行中の「中臣祓」については未見であるため、『東大寺二月堂修二会の研究 研究篇』「東大寺二月堂修二会次第」二月二十六日の項を引用すると

風呂をでると、紙衣を着、後年帯をつけ、わかめ袈裟をつける。その後、蛭子川の水につけた笹で身体を祓う。これを「御行水」という。自席にもどると、守本尊を牛玉櫃の上のせ、数珠をもみ、印をむすんだあと、拍手をうち、御幣をもって「中臣祓」をする。⁽¹⁸⁾

「本行」中の「中臣祓」について、先行研究や調査をふまえてまとめると次のようになる。

「中臣祓」は、「本行」中には練行衆が参籠する宿所の自席で、壁にか

けられている守本尊に向かって行なわれる。入浴後などで袈裟を着けていない場合は「和布袈裟」（「禳袈裟」とも）と呼ばれる古くなった袈裟を縛って形を整えたものをかける。「和布袈裟」は略式の袈裟のようで、「大中臣祓」の際にも用いられる。⁽¹⁹⁾

ちなみに「中臣祓」で用いられる御幣は、練行衆各自が所持しており、壁に掛けられている。

練行衆は自席に敷かれた、「豊島座」の上に和上・大導師・咒師・堂司の「四職」は座り、それ以外の平衆は立って、数珠を摺り、拍掌等を行なう。次に御幣をふり、自祓を行なう。そして再び数珠を摺る。この後、もう一度拍掌以降をくり返す場合もある。

ここから、守本尊の置き方などに「別火」行中と若干の差はみられるが、祓の作法についてはほぼ同じであることが理解できる。

ここで用いられる御幣には、松尾氏が指摘するように詞章等を記した楮紙が巻き付けられているが、「中臣祓」を行なう際に広げられることはないようである。⁽²⁰⁾

「中臣祓」の詞章

松尾氏の紹介する「中臣祓」の詞章は次のようなものである。⁽²¹⁾

拍手稜

一云

コギウケテ 今ゾ待ツラン法船 南無阿弥陀仏 息ノ宿ニ

神風ゾ、我三毒ヲ吹キハロフ、残ル心ハ高天ナルラン

我手ニゾ 神ノユウシデ切りカケテ 穢ヘバ残ル 罪モアラシナ

〔梵字・ボロン〕 三反 次拍掌 次弾指三度

〔梵字・ウン〕 三反

謹請再拜々々高天^乃原^七神留座^類神漏岐・神漏美^乃命^於以、某罪咎^止云
答^和不在物^乎清申^畢

神道秘訣抜

護請再拜々々高天^乃原^七神留坐^類、吾皇御孫^乃尊法^於以、八百萬^乃神
達^於、神集^七神賜^比、神議^七議賜^天、萬^乃罪咎崇祓^賜比、某息災延命令為
賜^止、再拜々々

これは、管見にふれた「中臣祓」とほぼ同文であり、実際には「某」とある部分に練行衆の名が入っていた。また、「拍手祓」とは記されないもの、冒頭に拍掌や護身法を行なうことが記され、「コギウケテ」の歌に八幡大菩薩の御詠歌であることが記されるものもあった。このことから、「中臣祓」の詞章には、個人によって若干ではあるが、差があると思われる。

③「中臣祓」の構成

松尾氏は「中臣祓」の詞章を「拍手祓」(A)と「神道秘訣抜」(B)の二段に別けている。筆者は松尾氏の指摘に依拠しつつも「拍手祓大事」を中心として、「中臣祓」は以下の四段に別けられると考⁽²²⁾えたい。

A

①(八幡大菩薩御詠歌)

コギウケテ 今ゾ待ツラン法船 南無阿弥陀仏 息ノ宿ニ

②拍手祓大事(便宜上、「梵字・ウン」三反)も含めた。

神風ゾ、我三毒ヲ吹キハロフ、残ル心ハ高天ナルラン

我手ニゾ 神ノユウシデ切りカケテ 祓ヘバ残ル 罪モアラシナ
〔梵字・ポロン〕三反 次拍掌 次弾指三度
〔梵字・ウン〕三反

③(略抜)

謹請再拜々々高天^乃原^七神留座^類神漏岐・神漏美^乃命^於以、某罪咎^止云
答^和不在物^乎清申^畢

B

④神道秘訣抜

神道秘訣抜

謹請再拜々々高天^乃原^七神留坐^類、吾皇御孫^乃尊法^於以、八百萬^乃神
達^於、神集^七神賜^比、神議^七議賜^天、萬^乃罪咎崇祓^賜比、某息災延命令為
賜^止、再拜々々

①は、東大寺の鎮守である八幡宮(現・手向山八幡宮)にまつられる「八幡大菩薩」に対する法楽と考えられる。「南無阿弥陀仏」とみえるのは阿弥陀仏が「八幡大菩薩」の本地であるためであろう。ただし、寡聞にしてこれと同様の和歌を法楽として捧げている例を知らない。

②は、松尾氏が指摘している「拍手祓大事」、③④は中臣祓を省略した略祓である。ここから「中臣祓」は、八幡大菩薩に対して法楽を捧げた後に典拠とする作法を変えながら、三重に祓を行うものであると言える。

以下②③④の典拠について、考察してゆく。

④「中臣祓」と「拍手祓大事」

②については、先述の通り松尾氏がすでに典拠を指摘しているの、それを確認するところから始めたい。

松尾氏は高野山大学所蔵『神道三輪源流神道口訣』⁽²³⁾上の

拍手祓大事

或云、奉幣供物祈請求願時、大ニ打ハ陽故唱、小打ハ陰和スル義也。正為レ參時、是レ驚覺ノ義也。退時、是レ告レ暇故歡喜ノ義、同膳夫告レ成レ之式ニ。故云「拍手」炊ノ意欤。私云、天ツ神地神令ニ歡喜、故除障驚覺歡喜義ニ叶フ。唯一家、唱文可レ思合之也。○惠手文天也男也陽也。○立ニ三指「文水火風也」。○吹祓、者作ニ「小三古印」印ニ「唱歌」三度吹祓也。○吾三毒文貧隕癡三毒也。意ハ以ニ神風「打ニ拂吾ガ三毒」一、故明了潔白心即高天成ト為レ言フ。○惠手空入レ掌文以ニ空指「一」一「心」ニ。故押「下」地水風以ニ三指「一」一「心」上、中指觀ニ高天原ト、印少拳ニ。○木綿文古ハ用ニ毛綿今用ニ紙略也。此
唱レ歌、左「ヨリ」右「ヘ」左右左ト振テ為ニ此「一度」一、左右左「度々」如此。惣捧レ幣時如レ此作レ之。三指ハ即小三古印也。○高天原文名ニ御幣印「此」口傳也。○「梵字・ポロン」五反祓文是又同左右左ト為ニ「一度」一、作ニ「五反」、唱レ「梵字・ポロン」祓也。口傳○拍掌「梵字・ポロン」三文唱レ「梵字・ポロン」打也。一ハ小「二」ハ大ニ打、口傳也。「梵字・ポロン」成就速疾ノ義也。

(傍線引用者)

のうち、傍線部に注目して「神風ゾ、我三毒ヲ吹キハロフ、残ル心ハ高天ナルラン」との共通性を指摘している。⁽²⁴⁾

松尾氏が注目された『神道三輪源流神道口訣』は、近世後期に三輪流神道・源流に伝わる口訣類を総括して注釈を施したものである。この三

輪流神道・源流とは、地藏院・昌雄の書写した『神道傳授聞書』に「三輪流開基 鏡圓上人 五流アリ。古流 新—源—圓了—参元—今ノ流ハ源流ナリ。」⁽²⁵⁾とあって、当時の三輪流神道の中で広く相承された流派であると考えられる。⁽²⁶⁾

『神道三輪源流神道口訣』が、三輪流神道に伝わる口訣類に注釈を施したものとすれば、松尾氏の指摘する秘歌の共通性を確認する為に注釈が施されていない形をみる必要があるであろう。『神道三輪源流神道口訣』上には「拍手祓大事」より後に「已上離卷三十五通了。」とあって、そこまでに記された口訣類と『三輪流神道源流集 離 神前部』に記された口訣類に共通するものが多く、順序も一致する。このことから、次に『三輪流神道源流集 離 神前部』の「拍手祓大事」を挙げる。

・拍手祓大事

先護身水 次惠手五指ヲ立テ三度吹祓。
護身イニ無。
神風屋吾毒吹拂比殘心高天成留羅牟
次惠手空入レ掌、横ニヘテ地水風三指「一」以ニ捻中指「一」イニ此行無。亦五指伸トアリ。
立テ、高天原觀。歌曰、
吾手^七神乃木綿四手切懸^天祓^殘罪^留阿羅志那
次五指直^入立テ、「梵字・ポロン」五遍祓 次拍掌「梵字・ポロン」三反。
次彈指「梵字・ポロン」一二丁

高野山大学所蔵『三輪流神道 神前部 離』⁽²⁸⁾

拍手祓大事

先護身法 次惠手ノ三指ヲ立テ三度吹祓。秘哥云、

但、小三古印 神風^風吾三毒^毒吹拂^比残^心心哉高天成^{高天原}牟

次惠手空入掌二横へテ地水風三指ヲ以捻ス。中指ヲ立テ高天原登観。

哥曰、吾手^手神乃木綿四手切懸^天祓^残罪^{阿羅志那}

次五指直ク立テ〔梵字・ポロン〕五遍祓 次拍掌〔梵字・ポロン〕

三

次弾指〔梵字・ポロン〕三

とある。両書の「拍手祓大事」を整理すると、次のようになる。

① 護身法の後、右手の指を立て、息を吹きかける。

② 「神風や 吾三毒を 吹拂ひ 残る心や 高天なるらむ」の秘歌を唱える。

③ 右手の掌に親指を横たえ、人差指・薬指・小指でにぎる。

④ 中指を立て、そこが高天原である事を観想する。

⑤ 五本の指を立て、「吾手にそ 神の木綿四手 切かけて 祓は 残る 罪もあらしな」の秘歌を唱える。

⑥ ポロンと唱えながら祓う。

⑦ ポロンと唱えながら拍掌、弾指を行う。

『神道三輪源流神道口訣』を参考にして解釈すると、

①では指を三毒である貧・瞋・癡の象徴とし、神風を象徴する息を吹き掛け、②の秘歌を唱える。「吾三毒」については「我が身の毒」と解釈できる。「我が身の毒」とは、神道の罪穢れと三毒を同義とみているとも思われる。①は三毒が吹き払われて清浄となったところが高天原であり、神々が集まる事を観想する。①③④の所作は、②で唱える秘歌の象徴的動作と思われる。⑤は自らの手を御幣とする為の秘歌であり、御幣とした自らの手で⑥の祓を行なうのである。⑦については、『神道三輪源流神道口訣』に「梵字・ポロン」は「成就速疾ノ義也」とあるように速やかに成就せしめる為の所作であろう。

「中臣祓」に視点を戻すと、「拍手祓」と一致する部分は、

① ⑦	〔梵字・ウん〕三反	〔拍手祓大事〕〔三輪流神道 神前部 離〕
②	神風ゾ、我三毒ヲ吹キハロフ、残ル心ハ高天ナルラン	先護身法 次惠手ノ三指ヲ立テ三度吹祓。
③ ①	我手ニゾ 神ノウウシテ切りカケテ 扱ヘバ残ル 罪モアラシナ	神風 ^風 吾三毒 ^毒 吹拂 ^比 残 ^心 心哉高天 ^{高天原} 成 ^牟
⑤	〔梵字・ポロン〕三反 次拍掌 次弾指三度	次惠手空入掌二横へテ地水風三指ヲ以捻ス。中指ヲ立テ高天原登観。
⑥ ⑦	〔梵字・ウん〕三反	吾手 ^手 神乃木綿四手切懸 ^天 祓 ^残 罪 ^{阿羅志那}
① ⑦	〔梵字・ポロン〕三反 次拍掌 次弾指三度	次五指直ク立テ〔梵字・ポロン〕五遍祓 次拍掌〔梵字・ポロン〕三 次弾指〔梵字・ポロン〕三

②⑤⑥⑦である。ただし、⑥⑦は、所作は共通するものの、行なう回数
は異なっている。しかし『三輪神道源流集 離 神前部』と『三輪流神
道神前部 離』でも異なっていることから、同様の所作とみておく。

「中臣祓」と「拍手祓大事」が異なる点に目を向けると、前者におい
ては、①③④が省略された記述となっている。これは⑥⑦以外の所作を
省略して、秘歌のみを記しているといえよう。①③④は②の秘歌を象徴
する所作であるが、⑥⑦は実際に祓を行なう所作である。そのため⑥
⑦の所作は省略されることなく、記述されたと思われる。なお、①にあ
る「護身法」について、松尾氏の紹介する「中臣祓」の詞章には「護身
法」が記されていないが、管見にふれたものには記されたものもあつた
ことは先に述べた通りである。

以上のように「中臣祓」のうち、「神風ゾ、我三毒ヲ吹キハロフ、残
ル心ハ高天ナルラン」の秘歌のみでなく、この秘歌から「梵字・ポロン」
三反 次拍掌 次弾指三度」までは「拍手祓大事」と共通するといえる。

⑤「中臣祓」と真言神道・修験道

これまで述べた「拍手祓大事」と共通する作法は、名称は異なるけれども三輪流神道に限らず、御流神道や修験道においても見出すことができる。この修験道で用いられているものは、真言神道で用いられたものを取り込んだものと考えている。

「拍手祓大事」と共通する作法のうち、特に注目したいのが、御流神道の印信を集成した「八十通印信」の一本である「神道横次第」(國學院大學河野博士記念室所蔵⁽³¹⁾)及び「御流神道横印信類從」(名古屋大学附属図書館神宮皇学館文庫所蔵⁽³²⁾)にみえるものである。両者はほぼ同内容をもつものであるが、前者は後者と比較して図などが省略されている部分もみうけられる。ここでは「神道横次第」を用いて考察を進める。

國學院大學河野博士記念室所蔵「神道横次第」

五十二伊勢拍手大事 亦名^ニ秘^ニ大事^一

伊勢拍手秘 於^ニ春日宮^ニ云^ニ此手拍秘^一

先右手作^ニ三古印^一氣^{イキヲ}三度吹懸哥曰

神風楚吾加三毒於吹拂字殘留心也^{タカマ}天間成流

覽天間成流覽云處、大指以地水風三指^ヲ押^テ火指

一^ヲ立^テ天間原^ト可^レ觀、此火指^ヲ上八百萬神達集給無疑^云

次^左右手五指開御幣觀哥曰

吾手仁曾神能錦四手切懸^テ拂^ハ殘留罪^ハ安羅志那

次^合「梵字・ポロン」真言五遍滿五度身^ヲ可^レ拂

△合掌^ヲ右^ヲ手、左^ヲ五指根本迄引、小二度打一度打

次拍掌^ヲ咒曰「梵字・ポロン」次彈指^ヲ明日曰「梵字・ポロン」

若他人成此祓者、眼前有草木枝引切^テ枝^ヲ手^ニ

持^テ今^ニ二首哥讀^テ他人方其枝^ヲ可^レ送、其^レ以^テ能^ク

身^ヲ打拂、男、玉丸女、女、聞神^ノ神^ノ方^ヲ可^レ捨

右此秘哥神道第一甚深、奧藏也、致^ニ此大事

汚穢不淨當寐以諸神前佛前全^ク不^レ可^レ有其罪^一^云

「神道横次第」「御流神道横印信類從」は、伊藤聡氏が指摘するように、中世末期から近世初期にかけて東大寺修二会に参籠した法華堂衆・蓮乘院寅清も相伝したと思われるものである。「神道横次第」の相伝に寅清が深く関わっていることは「符法状」に

猶以依^テ為^ニ一流相承^一、分^ニ發^ニ之^ヲ、雖^ニ率爾也^一、有^ニ懇志^一問、寅清阿闍梨、宣秀^ト為^ニ付屬^ニ所也、

(傍線引用者)

とあることからうかがえる。なお、寅清と真言神道との関わりや、神祇書受容については伊藤・松尾両氏が指摘し、筆者も別稿で述べたが、以下、簡単にまとめておく。

寅清は、「神祇秘鈔」⁽³⁷⁾、「神道灌頂授与作法」⁽³⁸⁾、「神道灌頂法則」⁽³⁹⁾、「大宮本地」⁽⁴⁰⁾などの神祇書の奥書にその名が見えることから、これらの書を所持していたと思われる。さらに穴地藏弁財天等の遷宮に関与しており、真言神道の思想や儀礼に関して造詣の深い人物であったと思われる。また、大峰での入峰や春日山中での当行を行なつて験をつみ、一方で真言密教の忍辱山流を相承している⁽⁴¹⁾。

寅清に留まらず、当時の東大寺内では、「神道横次第」の「麗気水丁」(第初重横八)や「日本水丁」(極一)に「東大寺絹索院」で神道灌頂が行なわれたことが記されていること、前掲の寅清が所持したと思われる神祇書の相伝に東大寺堂衆の関与がうかがわれることから、真言神道が受容されていたものと思われる。

こうしたことから、中世末期から近世初期の東大寺内では真言神道が受容され、そのなかには「中臣祓」にみられる「拍手祓大事」の内容と同一の口訣が含まれていたことがわかる。

無論、松尾氏の指摘する「中臣祓」と三輪流神道との関わりも否定は出来ないものの、(い)御流神道や修験道でも「拍手祓大事」と共通する口訣が用いられていたこと、(ろ)中世末期頃に東大寺内で相伝された「神道横次第」にそれが「伊勢拍手祓」として含まれていたこと、(は)「中臣祓」の中には「拍手祓」と記さないものもあることから、本稿では、ひとまず三輪流神道に限定せず、真言神道で用いられた「拍手祓大事」「伊勢拍手祓」と共通する作法がみられるとしておきたい。

⑥ 略祓の典拠

③④は中臣祓の重要な部分を抜き出し、簡略化した、略祓の一種である。しかし現在のところ両者とも、同詞章をもつ略祓は見出せていない。以下、③④の略祓の「清申」「祓賜」の句に注目して、典拠を探る手がかりとしてみた。

③と④の大きな差は、③が「清申」とあるのに対して、④は「祓賜」とある点である。なお、『朝野群載』にみえる「中臣祭文」は「祓給と清給事」とある。

岡田莊司氏はこの差について、卜部兼見本『中臣祓抄』の

○祓賜清賜、此詞ヲ以テ、詮要トスル也、一心ニ、此祓ヲスレハ、神ノ御方ヨリ、不祥ヲハラヒ玉イ、清メ玉フ也、コナタハ、エハラハス、エ清メサレトモ、此祓ノ徳ニテ、神ノハラヒ、キヨメ玉フ也、惣シテ祓ハ、五十餘本アリ、此祓、正義直授祓ト云、神代ヨリ、滴々相承ノ祓也、陰陽道ニハ、祓イ申ス、清メ申スト云リ、ソレハ、吾カ、自ラ祓イ、吾カ、自ラ清ル也、祓賜清賜ト申ス、賜ノ點、吾家ノ相傳也、吾自ラ祓ヨリハ、神ノ祓賜ハ、其徳マサルヘシ、

(傍線引用者)

を引用した上で、

吉田流にとって「祓賜清賜」の句は、中臣祓の「詮要」とする所で、陰陽道と伊勢流に使われた「祓申清申」とある祓本とは根本的な相違が存している。「申」は祓の自力的な自覚が強調され自力聖道門に属するのに対し、「賜」とは神の意志で祓られる他力易行門に属する。

とし、前者を「自力祓」、後者を「他力祓」として区別する。また、その歴史的展開として、大祓詞や中臣祓は「他力的祓であったのが、陰陽道では自力祓に転換し、陰陽祓の影響をうけた伊勢流祓もこれを継受していくが、一方の吉田流は他力祓に復している」とする⁽⁴³⁾。

これを参考にして③④をみると、「清申」とある③は陰陽道や伊勢流の祓で用いられた自力祓であるといえ、「祓賜」とある④は「中臣祭文」や吉田流の祓で用いられた他力的祓・他力祓であつて系統を異にするものである。よつて、③④には異なる典拠が予想されよう。以下、それぞれの典拠を考察する。

③については、自力祓に属するものであるから、陰陽道流や伊勢流の祓の影響をうけた詞章と推定される。

③と同じ自力祓に属するもので注目されるのは松尾氏が翻刻された『加行之事』(明治二十九年、興福寺藏・大西良慶筆原本)の中に記された略祓の詞章である。それには「左男鹿ノ八ノ御耳ヲ振立テ所聞食ト祓申清申⁽⁴⁴⁾謹請再拝々々々々」(傍線引用者)とあつて自力祓である。また、冒頭には「大中臣祓」と同様に五帝龍王が勧請される。この祓詞は、自力祓であること、五帝龍王を勧請すること、「左男鹿ノ八ノ御耳ヲ振立テ」の句を伊勢流では読まない事が口伝となつてい⁽⁴⁵⁾ることから、陰陽道による祓の影響が考えられよう。中世の興福寺に於いては、幸徳井家の陰陽師が、しばしば荒神祓を行なつて門跡に奉仕する等、祓に関わる儀礼を執行している⁽⁴⁶⁾。この荒神祓は東大寺においても行なわれている⁽⁴⁷⁾。このことから、陰陽道流の祓で用いられる自力祓形式の略祓は、寺院と陰陽師の

交流の中で撰取されたものと想像される。

以上のことから、③の典拠として、陰陽道流の祓を想定したい。

④は「神道秘訣祓」の名を有するが、先述の通り同名・同詞章を持つ祓は見出せていない。

「大中臣祓」(東大寺図書館所蔵『二月堂咒師祓』⁽⁴⁹⁾)では

祓給くは清給くは事事八百万諸神達左男鹿乃八耳耳振立天如意宝珠之玉御簾平
上天聞食止申寿

(傍線引用者)

として、④と同じ他力祓の略祓が用いられている。この「大中臣祓」で用いられている詞章は、慶長十年(一六〇五)に用いられたものから、現行のものまで変化していない⁽⁵⁰⁾。「大中臣祓」についても、同様の詞章をもつ略祓は見出されておらず、「大中臣祓」の形成には、仏教において用いられていた略祓が用いられた、独自に「中臣祭文」から作成した等、複数の可能性が推測されるものの特定は出来ない。

④についても同様に他力祓であるというだけでは、典拠について、複数の可能性が推測される。そこで注目されるのが

- ・「中臣祓」において「祓」に「祓」の字が用いられている事。
 - ・「罪咎崇祓賜」の句。
 - ・「息災延命令為」の句。
- の三点である。

「祓」に「祓」を用いるのは吉田神道の伝統的な風習であり、他力祓は吉田神道でも用いられる。

次に「罪咎崇祓賜」の句であるが、管見にふれたものうちに「崇」に「タ、リ」と仮名が振られたものがあつたことから、本来は「罪咎崇祓賜」であつたものと思われる。さて、『朝野群載』に集録された「中臣祭文」をはじめとする中臣祓には、この「崇」はみえない。しかし、吉田兼俱自筆本『中臣祓』をはじめとする吉田神道の影響を受けたと思

われるものを中心として、「崇」が付け加えられたものがみえる⁽⁵²⁾。両者の該当箇所を示しておく。

『朝野群載』「中臣祭文」……過犯種々罪罪、
吉田兼俱自筆本『中臣祓』……過犯罪雜々罪事咎崇崇

(傍線引用者)

である。「崇」が含まれた中臣祓が南都で受容されていたことは、近世初期に書写されたことされる「中臣祓」(春日社家大東家本⁽⁵³⁾)からもうかがうことができる。同書には様々な祓詞や次第が載せられており、吉田神道の影響をうけたものも含まれている。

これらのことから「中臣祓」が形成される背景、④の典拠に、吉田神道との関わりが想定されよう。そこで、吉田神道の南都における受容をみてみたい。

松尾氏は『二月堂修中覚悟記』(天明五年(一七八五)書写、平岡昇修師所蔵)から、東大寺修二会においても巫女が「懺悔・祓」の為に訪れていることが確認できるとしている⁽⁵⁴⁾。ただし、この巫女がどのような作法・儀礼を行なったのか、中臣祓が用いられたかどうかについては定かではない。

広く、南都全体に目を向けると、春日社内において、中世末期から吉田神道を受容する動きがあり⁽⁵⁵⁾、このことは先述の『中臣祓』(春日社家大東家本)からもうかがうことができる。また、吉田家の玄関帳である『御広間雑記』からは、慶安から寛文年間に、春日社の社人や大和の陰陽師が訪れていることがわかる。特に陰陽師が中臣祓や御身神法を伝授されている点は注目される⁽⁵⁶⁾。

また、松尾氏は『安居屋諸経集写』(寛政二年(一七九〇)、興福寺所蔵)から、「安居屋における安居修行において、江戸後期に中臣祓に基づく「身曾貴太祓」が行なわれているのが確認できる。」として、興福寺・薬師寺慈恩会や維摩会の堅義加行、東大寺修二会の別火と同じ「參籠修行

における潔斎作法という点で、類例として注目される」とする。⁽⁵⁷⁾「安居屋諸経集写」については未見である為に想像の域を出ないが、これは吉田神道で用いられた「身皆貴太祓」であると考えられ、前掲の「中臣祓」(春日社家大東家本)にもみえる。このことから、少なくとも興福寺においては、近世後期に吉田神道で用いられた祓が受容されていたと言えよう。⁽⁵⁸⁾ただし、東大寺における吉田神道の受容については、東大寺八幡宮における受容を含めて今後の課題としたい。

よって、④は他力祓である事、「中臣祓」において「祓」に「祓」の字が用いられていること、「罪咎崇祓賜_比」の句から、吉田神道の影響を受けた略祓であると想定される。なお、これには、吉田神道の影響をうけて南都で形成された祓も考慮の内に含まれている。

最後に④に「息災延命令為」の句が含まれる点である。これも「朝野群載」所収の「中臣祭文」には見えない句であり、「祓賜_比」の後に付される事から、典拠となった略祓の祈願内容を示す句であると推測される。つまり、④の典拠は災いを取り去って、命を延ばす目的で用いられた略祓と考えられるのである。前掲の『中臣祓』(春日社家大東家本)⁽⁵⁹⁾には「申上」として

奉_レ献物者・銀_ノ前切金_カ・散供_・散米_ヲ以_テ天_・申_シ奉_レ依_テ天_・神_一一滴_ヲ
 以_テ天_・四海_ニ満_ス・一粒_ヲ以_テ天_・五嶽_ニ施_レ與_{賜_比}・通力<sub>在_レ天_・只_今乃_御祓_・
 効_驗以_テ天_・願_主上_{来_レ}・懈_怠不_浄・罪_咎・他_方拂_{退_レ}・其_身息_災
 延_命・安_穩泰_平上_{令_レ}成_{給_レ}上_止・畏_恐・申_{奉_レ}</sub>

(傍線引用者)

とみえて、「只_今乃_御祓_・効_驗以_テ天」とあることから、祓を行なった後に唱えられる息災延命・安穩泰平を祈願する為の詞章であると考えられる。文明一五年(一四八三)に度会元長が「次郎大夫」に伊勢内外で秘伝とされていた諸種の祓を記して献じた『元長修祓記』⁽⁶⁰⁾の前半には、

高_天ノ原_ニ神_留坐_ス吾_カ皇_孫尊_ヲ以_テ・眷_属諸_ノ神_達・神_集三_集・神_議

議_リ、事_寄・賜_イ吾_等・犯_過覽_所・罪_咎・払_{退_マ}・息_災延_命成_{賜_レ}・畏_恐啓_・
 本_ニ曰_、此_御祓_、病_氣ノ人_ノ祈_禱ニ可_レ然_ト、本_ニ云_、是_御祓_ハ皆_祈
 ナレトモ、是_御祓_、如_此書_故・坐_覽、謹_請、再_拜再_拜、

(傍線引用者)

とみえて、この略祓が病人祈禱に用いられていたことをうかがわせる。これも、「罪咎・払退_マ・息災延命成賜_レ」とあり、祓の後に息災延命を祈願する詞章を付け加える形式が共通している。

つまり、他の②③の祓は、心身を清浄にする為に用いられたものであったが、④は息災延命を祈願するもので、若干性格を異にする。このことから推測すると、④は「神道秘訣祓」という名称で息災延命を祈願する為の略祓であったものが「中臣祓」に取り込まれたものとも思われる。

よって、④の「神道秘訣祓」は吉田神道の影響をうけた、息災延命祈願の為の略祓であると推測されよう。

以上、「清申_・」[「祓賜_比」]の句に注目して③④の分析を行なった。③は陰陽道流の祓で用いられる自力祓であり、④の「神道秘訣祓」はや吉田神道で用いられる他力祓の影響が考えられ、息災延命を祈願するものであった。これらが受け入れられた背景として、前者については寺院と陰陽師の関係を想定し、後者については南都においても吉田神道が受容されたことを想定した。今後は、より詳細な検討が必要となろう。

まとめ

- 以上、「中臣祓」の詞章を四つに別けて、「中臣祓」は
- ①は、東大寺八幡宮への法楽。
 - ②は、真言神道や修験道で用いられた「拍手祓大事」「伊勢拍手祓」と共通する作法。

③は、陰陽道の祓で用いられた自力祓の略祓。
④は、吉田神道の影響を受けた略祓で、息災延命祈願に用いられたものの。

より構成される、と考察した。この様々な祓によって構成される詞章の総称として「中臣祓」が用いられているのは、近世以前には中臣祓が広く祓詞として用いられた為である。⁽⁶⁾

それぞれの具体的な典拠について、②以外は見出すことは出来なかったが、「中臣祓」の詞章が複数の系統の祓に関わる作法を集めて独自の形式を作り上げている明らかにしえた。

つまり、「中臣祓」は東大寺八幡宮へ法案を捧げた後に、典拠とする作法や所作を変えながら三重に祓を行う構造を持ち、この典拠には真言神道、陰陽道、吉田神道などが考えられる。このように三重にも祓を行なうのは、東大寺修二会において、心身を清浄に保つことが、いかに重要なことであるかを示しているように思われる。

東大寺修二会が、諸儀礼の要素を取り込んで独自の形式としてゆくことは、先述の通り、佐藤道子氏も指摘するところである。「中臣祓」は東大寺修二会全体から見れば小さな作法であるが、本稿によって、「中臣祓」にも同様の性格を見出すことが出来た。

「中臣祓」の典拠を明らかにすることは、東大寺修二会に関わった人々が、東大寺修二会以外にどのような宗教儀礼や思想と関わったのかを儀礼を通して明らかにすることである。そのためには、仏教、神道、陰陽道などの様々な宗教儀礼の次第書を通覧し、共通点を見出してゆく作業が不可欠であろう。本稿で調査し得た儀礼次第書は、限定的なものである。今後、東大寺をはじめ、南都の社寺における宗教儀礼の実態に関する史的研究が進み、本稿が訂正されることを願いつつ、ひとまず筆を擱くこととした。

註

- (1) 「大中臣ノ祓」「大中臣の祓」と表記されることもあるが、本稿では「大中臣祓」とする。「中臣祓」についても同様に「中臣ノ祓」「中臣の祓」とはせず「中臣祓」とする。
- (2) 本稿で「大中臣祓」「中臣祓」とした場合は東大寺修二会におけるものとする。また、「祓」に「祓」の文字を用いる場合もあるが、原則として「祓」に統一する。
- (3) 以下、中臣祓の展開についての記述は、宮地直一ほか編『大祓詞註釋大成』上(内外書籍 一九四一)以下「中臣祓・中臣祓抄」、西田長男・校訂解題「吉田叢書第四篇 中臣祓・中臣祓抄」(叢文社 一九七七)、岡田莊司「解題」(神道大系 古典注釈編八 中臣祓註釈) 神道大系編纂会 一九八五 以下「中臣祓註釈」、同「私祈禱の成立―伊勢流祓の形成過程―」(神道宗教) 一一八 神道宗教学会 一九八五)等を参照した。
- なお、中臣祓の基本的な詞章としては、『朝野群載』所収「中臣祭文」を用い、同書の引用は、『新訂増補 國史大系』第二九卷上(吉川弘文館 一九六四)を用いた。
- (4) 東京国立文化財研究所芸能部編 佐藤道子担当『芸能の科学13 芸能調査録4 東大寺修二会の構成と所作』別巻(平凡社 一九八二)解説二七頁。
- (5) 松尾恒一「御幣にみる南都の神仏習合世界」(自然と文化)六三三頁 日本ナショナルトラスト 二〇〇〇)五二頁。
- (6) いわゆる「両部神道」のこと。本稿では真言密教との関係を重視する立場から、「真言神道」の語を用いる。
- (7) 拙稿「中世後期東大寺堂衆と咒師―修験道との関わりに注目して―」(神社と民俗宗教・修験道)研究報告Ⅱ「修験道の地域的展開と神社」 國學院大學21世紀COEプログラム 二〇〇六)、同「蓮乘院貞清の諸活動―東大寺二月堂修二会「中臣祓」研究の一助として―」(日本文化と神道)第三号 國學院大學21世紀COEプログラム 二〇〇六)。
- (8) 松尾恒一氏は「東大寺修二会別火行における結界の構造」(國學院雑誌)九九卷十一号 國學院大學 一九九八)において「東大寺修二会においては、より華やかな達陀や咒師の走りが、民俗における舞踏として注目を集め、もっぱら論じられるが、大中臣祓儀や行法開始時の内陣参入の作法も、看過できない問題をはらんでいるものといえよう。」(七三三頁)として、「大中臣祓」等、細部の研究の重要性を指摘している。
- (9) 註5掲論文 五二・五三頁。
- (10) 伊藤聡・松尾恒一「國學院大學蔵『神道灌頂授与作法』解題」(堯榮文庫研究

- 紀要」二号 親王院堯榮文庫 二〇〇〇）六四頁。
- (11) 同右。
- (12) 松尾恒一「仏会と縁起の管理、小考―東寺灌頂、興福寺維摩会、東大寺修二会―」（平成八年度科学研究費補助金（基盤研究（A）Ⅰ）研究成果報告書「仁和寺文化圏と守覚法親王に関する文献学的研究」研究代表者・阿部泰郎 一九九七）四一頁。
- (13) 註8掲論文。
- (14) 註8掲論文、七〇頁。
- (15) 註8掲論文、六四―六五頁。
- (16) 以下の記述は、『東大寺二月堂修二会の研究 研究篇』「東大寺二月堂修二会次第」（中央公論美術出版 一九七九）、註4掲書「大中臣祓」項 二七頁、堀池春峰ほか『東大寺お水取り―二月堂修二会の記録と研究―』守屋弘斎・佐藤道子ほか担当「二月堂修二会行事次第」（小学館 一九八五）、松尾恒一 註5掲論文、同「研究発表要旨 南都慈恩会加行における神仏習合の儀礼」（院友学術振興会会報）第三号 國學院大學院友学術振興会 一九九六）、註12掲論文、註8掲論文、森本公誠「東大寺の歴史と修二会」（『秋篠文化』第四号 秋篠音楽堂運営協議会 二〇〇六）、月刊『大和路 ならら』第九卷二号通巻八九号 特集「東大寺二月堂修二会にまつわる神事」（地域情報ネットワーク 二〇〇六）、「今駒清則 写真集 南無観 東大寺 お水取りの光陰」「写真解説」中臣祓（橋本聖圓 執筆）（奈良新聞社 二〇〇七）を参照し、平成十九年三月の調査に基づく私の理解不足や調査不足に基づく誤りもあるかと思う。御教示、御叱正いただければ幸いである。
- (17) 註16掲「東大寺二月堂修二会次第」及び「二月堂修二会行事次第」に基づく。
- (18) 註16掲「東大寺二月堂修二会次第」一九頁。
- (19) 「大中臣祓」の際に、祓を行なう咒師は、行中「大中臣祭文」を黙誦する前にこの「和布袈裟」を外す。祓られる練行衆は、「和布袈裟」をつけたままである。咒師が「和布袈裟」を外すのは、祓が神事であるためと説明される。同じく祓である「中臣祓」を行なう際に「和布袈裟」をつける事との違いは、今後の課題である。
- (20) 註5掲論文 五二・五三頁。
- (21) 同右。
- (22) これまで筆者は「コギウケテ 今ソ待ツラン法船 南無阿弥陀仏 息ノ宿ニ」の歌、「拍手扱大事」、「神道秘訣扱」の三段より構成されていると考えていたが『宗教学論集』第二六輯（駒沢宗教学研究会 二〇〇七）修士論文発表要旨「南都における寺僧組織と神仏習合儀礼」に三段に別けると発表している。ここに四段と訂正したい。
- (23) 『大神神社史料』第六卷 三輪流神道篇坤（大神神社史料編集委員会 一九七九 所収）二二二―二三頁。なお同書上巻の一部は、底本は異なるが「神道大系論説編二 真言神道」下（神道大系編集会 一九九二）にも「三輪源流神道口訣」巻上として所収。
- (24) 註5掲論文 五二・五三頁。
- (25) 註23掲「大神神社史料」第六卷 五五一頁。
- (26) 菅原信海「三輪流神道の形成と発展」（『神仏習合思想の展開』汲古書院 一九九六 所収）一六・一七頁。
- (27) 『大神神社史料』第五卷 三輪流神道篇乾（大神神社史料編集委員会 一九七八）三六〇・三六一頁。
- (28) 註23掲「大神神社史料」第六卷 五四四頁。
- (29) 「神社印信」「神道拍手扱」（『修驗道章疏』一名者出版 一九八五）三三三―三五四頁。
先三古印。三息吹。
神風ソワカ三毒ヲ吹拂ヒ
ノコル心ヤアマトナルラン
中指直堅。
高天カ原ニ所有神ノ集リ玉フ五指ヲ伸テ幣ト觀ス
ワガ手ニソ神ユウシデキリカケテ
拂ヘバノコルツミモアラジナ
右ノ手ヲ以テ三反打拂ヒ（梵字・ボロン）三反
拍掌（梵字・ボロン）三反 弾指三度（梵字・ボロン）三反
- (30) 註23掲「大神神社史料」第六卷に「神道八十通立印信」が収録されている。これは、天保十一年（一八四〇）に昌雄が快嚴所持本を写したものである。「符法状」その他に東大寺との関係を示す文言はみられなかった。
- (31) 國學院大學河野博士記念室所蔵「御流神道堅印信集」（三冊）（目録・一二八）に含まれる。
- (32) 原本未見。国文学研究資料館架蔵マイクロフィルムにて閲覧。
- (33) 伊藤聡「解題・神道印信」（阿部泰郎・編 名古屋大学比較人文学研究年報 第二集「仁和寺資料」神道篇 神道灌頂印信 名古屋大学文学部比較人文学研究室 二〇〇〇）一四四頁。伊藤氏は前掲の「御流神道横印信類從」を用いている。
- (34) 「御流神道横印信類從」「符法状」の翻刻は、註33掲論文 一四三頁を参照。
- (35) 註10掲「國學院大學蔵「神道灌頂授与作法」解題」。
- (36) 註7掲「運乘院寅清の諸活動」二六七―二七六頁。

- (37) 『神祇秘抄』諸本のうち、蓬佐文庫本、東寺宝菩提院(宝永元年)本、國學院大學図書館所蔵、智恵光院旧蔵本、國學院大學河野博士記念室所蔵本に寅清の名が見える。
- (38) 國學院大學図書館所蔵『神道灌頂授与作法』所収、伊藤聡・松尾恒一「資料紹介・國學院大學蔵『神道灌頂授与作法』」(『榮文庫研究紀要』二二二頁) 親王院榮文庫 二〇〇〇)に翻刻されている。
- (39) 國學院大學河野博士記念室所蔵『神性東通記』所収。
- (40) 東京国立博物館所蔵本(首孝次郎旧蔵)『寺辺之記』慶長二年条。なお、永祿四年条にも寅清が遷宮に關与した記述がある。(藤田經世編『校刊美術史料 寺院篇』下 中央公論美術出版 一九七六 所収「寺辺之記抄」を参照)。
- (41) 関口真規子「中世後期における東大寺堂衆と修驗道について」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』一一号 日本女子大学 二〇〇四) 二六頁。
- (42) 註3掲『中臣祓註釈』所収 三二六頁。
- (43) 註3掲『中臣祓註釈』解題 一九・二〇頁。
- (44) 松尾恒一「資料紹介」興福寺藏明治二十九年『加行之事』(『大倉山論集』四四号 大倉精神文化研究所 一九九九)。
- (45) 註3掲『中臣祓註釈』解題 二〇頁。
- (46) 五帝龍王を中臣祓の前に勧請する例としては土公供や地鎮作法が著明である。しかし、神宮文庫所蔵『中臣祓注抄』(貞治五年(一一三六) 書写、註3掲『中臣祓註釈』所収)に「大中臣祓祭文」として五帝龍王や十二月将等を勧請する作法がみえ、鎌倉時代初期において伊勢祠官の間に陰陽道流の祓が受容されていたことが知られる。
- (47) 林淳「幸徳井家と南都陰陽道」(中尾堯・編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館 二〇〇二)、のちに林淳「近世陰陽道の研究」吉川弘文館 二〇〇五 所収、木村純子「中世興福寺と幸徳井家」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』九号 日本女子大学 二〇〇二)を参照した。
- (48) 註47掲「中世興福寺と幸徳井家」九〇・九一頁の指摘に依拠した。
- (49) 拙稿「南都の寺院儀礼における中臣祓・東大寺二月堂修二会「大中臣祓」東大寺図書館蔵『二月堂兜師祓』『中臣大祓』の紹介に寄せて」(『神道研究集録』第二十輯 國學院大學大学院神道学専攻学生会 二〇〇六)。
- (50) 同右一〇四頁。
- (51) 註3掲『中臣祓・中臣祓抄』五・六頁。
- (52) 註3掲『中臣祓・中臣祓抄』において、西田長男氏は「本書には(吉田兼俱自筆本「中臣祓」・・・引用者注)には「雑々・罪事」に続けて「咎・崇利」とあるが、この「咎・崇利」は佗本にみえないところである。」(四二頁)としている。
- (53) 吉田兼俱自筆本「中臣祓」の引用にも同書を用いた。
- (54) 註3掲「大祓詞註釋大成」上 所収。書写年代等については、同書の宮地直一氏による「解題」に依拠した。
- (55) 註8掲論文 六五頁、註16掲発表要旨 二四頁。
- (56) 森本仙介「三要素記」の成立とその背景をめぐって——七世紀、春日禰宜による神書制作の一端——(『神道宗教』一七五 神道宗教学会 一九九九) 六〇(六三頁)など。
- (57) 平成十五年(一七七〇)度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書「吉田神道家「御広間雜記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究」(研究代表者・幡鎌一弘 二〇〇六) 所収の「御広間雜記インデックス」に依拠した。
- (58) 註8掲論文 六五頁。
- (59) 森本仙介氏は註55掲論文において、天文二四年(一五五五)に吉田神主親子が南都で唯一神道灌頂を行なった際に寺僧が一〇人程、灌頂を受けたことを紹介している(六二頁)。
- (60) 註3掲『大祓詞註釋大成』上 七七頁。
- (61) 註3掲『中臣祓註釈』一一九頁。「元長修祓記」については、同書解題に依拠した。
- (62) なお、近世後期から近代にかけての祓儀礼の変化、その背景にある思想については、星野光樹「幕末における大祓と国学者——六人部是香を中心に——」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十号 明治聖徳記念学会 二〇〇四)、「発表要旨」明治期における祓の成立に關する一考察」(『神道宗教』一九八号 神道宗教学会 二〇〇五)に詳しい。また、本稿執筆にあたって星野氏ご本人(國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センターIPD研究員)より多くの御教示を頂いた。記して御礼申し上げます。
- 〔付記〕 引用・翻字に際して、私意にて字体を通行字体に改め、読点等を付した箇所がある。
- 本稿は、平成十七年十月二日に共同研究「宗教者の身体と社会」において行なった発表「南都寺院の儀礼における中臣祓」に基づいて執筆した修士論文「南都における寺僧組織と神仏習合儀礼」(平成十八年一月に國學院大學に提出)の一部を、その後に得られた知見をもつて改稿したものである。その後得られた知見には、修士論文やそれに関連する発表や論文に対して頂いた御教示、國學院大學21世紀COEプログラム奨励研究員(平成十八年度)研究助成による研究成果の一部も含まれている。
- 東大寺修二会の調査にあたっては、東大寺をはじめ、多くの方々に御配慮・御

教示を頂きました。また、國學院大學には河野博士記念室所蔵史料の掲載許可を賜りました。

末筆ながら記して御礼申し上げます。

(國學院大學大学院文学研究科、国立歴史民俗博物館共同研究研究協力者)
(二〇〇七年九月十四日受理、二〇〇八年二月二十八日審査終了)

The Origin and Composition of the “Nakatomi no Harae” in the Shuni-e Ceremony Held in Nigatsu-do, Tōdaiji : An Example of the “Nakatomi no Harae” at a Nara Temple

DAITŌ Takaaki

This paper uses the texts of the “Nakatomi no Harae” that are part of the Shuni-e ceremony held at Nigatsu-do at Tōdaiji as a means of investigating the origin and composition of this purification ritual.

Priests who take part in the Tōdaiji Shuni-e ceremony are called Rengyoshu, and are required to remove all defilement and to purify their minds and bodies so that the ceremony can proceed without hindrance. This is done by means of a ceremony called “Bekka” which is held before the main ceremony, which currently takes place from March 1 through the early hours of March 15. On the last day of the Bekka ceremony, the last day of February, priests called Shushi perform the “Ōnakatomi no Harae” ceremony. The “Nakatomi no Harae” is also held at various stages in the Bekka ceremony and in the main ceremony. These purification rituals are performed in order to remove the polluted and bad condition.

When the Bekka ceremony is under way, “Nakatomi no Harae” is performed at services held morning and night, after washing the face, bathing, and toileting, and before entering the Nigatsu-do everyday when the main ceremony is taking place. The Rengyoshu face their respective protective Buddhas, clap their hands, after which they perform various rites, such as the silent recitation of texts and purification of their bodies with white paper strips called “gohei”. In the “gohei”, the text which is the subject of this study is written on furled paper.

In this study, the author found that the “Nakatomi no Harae” consists of four parts:

- 1) Hōraku for Tōdaiji Hachimangu (Tamukeyama Hachimangu);
- 2) Rites the same as the “Kashiwade Harae no Daiji” and the “Ise Kashiwade Harae” practised in Shingon Shinto and Shugendo;
- 3) Purification rituals in the form of self-purification rituals practised in Onmyōdō purification rituals;
- 4) Purification rituals used in prayers for health and longevity that have been influenced by Yoshida Shinto.

With the exception of part 2, it was not possible to determine the origins of these parts. However, it is fair to say that the texts of the “Nakatomi no Harae” were formed in their own unique way by amassing rites related to purification rituals with a number of different origins. That is to say, the structure of the “Nakatomi no Harae” is such that after the Hōraku is said for Tōdaiji Hachimangu, three purification rituals, parts 2, 3, and 4, are performed with different origins, such as Shingon Shinto, Onmyōdo, and Yoshida Shinto.

The creation of the unique forms in the Tōdaiji Shuni-e ceremony through the inclusion of elements from different rituals over time is evident in various parts of the Buddhist service. Even though when viewed from the

perspective of the complete Tōdaiji Shuni-e ceremony the “Nakatomi no Harae” is a minor ritual, this study has found that the “Nakatomi no Harae” contains similar characteristics.